



鳥取県公報

平成 19 年 10 月 24 日(水)
号外第 160 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	監査結果の公表(6)	2
--------	------------------	---

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成18年度に係る財務に関する事務の執行等について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成19年10月24日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	米	田	由	起
鳥取県監査委員	伊	藤		保
鳥取県監査委員	稲	田	寿	久

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施機関に出向き、関係書類又は事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を受けることを基本として行う監査

イ 書面監査

監査実施機関に關係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を受けて行う監査

(3) 監査実施機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監査実施 機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	138	138	138	0
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	52	52	33	19
警 察 本 部	10	10	6	4
委 員 会 等	3	3	3	0
県 議 会 事 務 局	1	1	1	0
合 計	210	210	187	23

注 機関の数は、総合事務所の各局を1機関としている。

(4) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	石	差	英	旺
	同	井	上	耐
	同	伊	木	隆

(平成19年6月30日から)

同 米田 由起枝（平成19年6月30日から）
 同 上村 忠史（平成19年4月29日まで）
 同 福間 裕隆（平成19年4月29日まで）
 同 伊藤 保（平成19年5月10日から）
 同 稲田 寿久（平成19年5月10日から）

なお、監査委員 伊藤保及び稲田寿久は、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、県議会議務局については、監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の収入事務、支出事務、契約事務等の処理について不適正なものがあつたので、その度合いが重大なものを(2)の実施機関別の状況に指摘事項として記載するとともに、これを改善するよう求めた。

また、次に掲げるものを注意事項（事務処理について改善を要すると認められる事項のうち指摘に至らない比較的軽易なもの）として、別途文書により該当する機関に注意を行った。

ア 収入事務

調定の漏れ又は遅延、調定金額の誤り、未収金の増加その他の収入事務手続の不適正

注 調定とは、個々の収入について、所属年度、納入すべき金額、納入義務者等に誤りがないかを調査し、決定することをいう。

イ 支出事務

支出の年度区分又は支出科目の誤り、支払いの遅延その他の支出事務手続の不適正

ウ 契約事務

予定価格の未記載、契約締結事務の遅延、契約書の内容不備、変更契約の不適正その他の契約事務手続の不適正

エ 補助金等事務

交付申請書の徴取、交付決定、実績報告書の徴取又は額の確定の遅延その他の補助金等に係る事務処理の不適正

オ 財産管理事務

郵券類の管理事務手続の漏れ、公有財産の処分等の事務手続終了報告の漏れ、物品保管主任の任命漏れ、行政財産の使用許可の遅延その他の財産管理事務の処理の不適正

(2) 実施機関別の状況

ア 防災局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
防 災 危 機 管 理 課	平成19年9月4日	実 地 監 査
消 防 課	平成19年8月7日	〃
消 防 防 災 航 空 室	平成19年8月2日	〃
消 防 学 校	平成19年5月17日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

イ 総務部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
---------	-------	---------

総 務 課	平成19年9月4日	実地監査
政策法務室	平成19年8月7日	〃
県 民 室	平成19年8月28日	〃
教育・学術振興課	平成19年9月4日	〃
管 財 課	平成19年9月5日	〃
職 員 課	平成19年8月29日	〃
自治研修所	平成19年8月2日	〃
福利厚生室	平成19年8月22日	〃
行政経営推進課	平成19年8月29日	〃
財 政 課	平成19年8月30日	〃
税 務 課	平成19年8月28日	〃
人権推進課	平成19年8月7日	〃
同和対策課	〃	〃
指導管理室	平成19年8月22日	〃
集中化推進室	〃	〃
物品調達室	〃	〃
東京事務所	平成19年4月24日	〃
大阪事務所	平成19年4月25日	〃
名古屋事務所	平成19年4月24日	〃
東部総合事務所		
県 民 局	平成19年7月10日	〃
県 税 局	〃	〃
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	〃	〃
農 林 局	平成19年7月11日	〃
県土整備局	〃	〃
八頭総合事務所		
県 民 局	平成19年8月1日	〃
農 林 局	平成19年7月11日	〃
県土整備局	〃	〃
中部総合事務所		
県 民 局	平成19年6月13日	〃
県 税 局	〃	〃
福祉保健局	平成19年6月26日	〃
生活環境局	〃	〃
農 林 局	平成19年8月1日	〃
県土整備局	〃	〃
西部総合事務所		
県 民 局	平成19年6月27日	〃
県 税 局	〃	〃
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	〃	〃
農 林 局	平成19年8月2日	〃
県土整備局	〃	〃

日野総合事務所		
県 民 局	平成19年6月15日	〃
福 祉 保 健 局	〃	〃
農 林 局	平成19年6月14日	〃
県 土 整 備 局	〃	〃
公 文 書 館	平成19年9月4日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

入居団体等に係る行政財産使用料、電柱敷等に係る財産貸付収入及び雑入（自動販売機に係る取扱手数料）について、調定が遅延しているものがあつた。（管財課）

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計において、年度当初に概算払した共済費（労災保険料）について、精算の手續を誤り、過大支出となつていた。（集中化推進室）

入居団体に係る行政財産使用料（暖房加算）について、調定額に誤りがあつた。（東部総合事務所県民局）

現金の管理において、現金出納簿が作成されていなかった。（東部総合事務所県民局）

母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金について、前年度に注意しているにもかかわらず、未収金が増加していた。（東部総合事務所福祉保健局）

入居団体等に係る行政財産使用料について、調定が遅延しているものがあつた。（中部総合事務所県民局）

ゲートボール大会等に係る公園施設使用料について、調定が遅延しているものがあつた。（中部総合事務所生活環境局）

鳥取県環境立県協働促進事業補助金について、法令により補助金の支出を禁止されている法人に補助金を支出していた。（西部総合事務所生活環境局）

継続許可分に係る国有財産等使用料及び河川等占用料について、調定が遅延しているものがあつた。（西部総合事務所県土整備局）

米子駅前地下道施設管理業務委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。（西部総合事務所県土整備局）

継続許可分に係る道路占用料について、調定が遅延しているものがあつた。（日野総合事務所県土整備局）

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

ウ 企画部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
政 策 企 画 課	平成19年9月4日	実 地 監 査
とっとりイメージ創出室	平成19年8月28日	〃
広 報 課	平成19年8月8日	〃
地 域 自 立 戦 略 課	平成19年9月5日	〃
協 働 推 進 課	平成19年8月29日	〃
男 女 共 同 参 画 推 進 課	平成19年8月8日	〃
情 報 政 策 課	平成19年8月7日	〃
交 通 政 策 課	平成19年8月30日	〃

統 計 課	〃	〃
男女共同参画センター	平成19年6月13日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

エ 文化観光局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
文 化 政 策 課	平成19年9月5日	実 地 監 査
交 流 推 進 課	平成19年8月22日	〃
観 光 課	平成19年8月8日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

ホームページ・ASPサーバー運用管理委託業務契約について、平成18年4月から10月までにおいて、月を単位とした契約をしているにもかかわらず、毎月の初日までに行うべき支出負担行為が遅延していた。(観光課)

注 ASPとは、アプリケーションサービスプロバイダの略称で、ビジネス用のソフトをインターネットを通じて顧客にレンタルする事業者のことをいう。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

オ 福祉保健部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
福 祉 保 健 課	平成19年9月5日	実 地 監 査
障 害 福 祉 課	〃	〃
長 寿 社 会 課	平成19年8月28日	〃
子 ども 家 庭 課	〃	〃
医 務 薬 事 課	平成19年8月7日	〃
健 康 対 策 課	〃	〃
皆 成 学 園	平成19年3月19日	〃
総合療育センター	平成19年4月20日	〃
鳥 取 療 育 園	〃	〃
中 部 療 育 園	平成19年6月13日	〃
母 来 寮	平成19年4月19日	〃
岩 井 長 者 寮	平成19年4月20日	〃
福祉相談センター (中央児童相談所) (婦 人 相 談 所)	平成19年5月30日	〃
倉 吉 児 童 相 談 所	平成19年3月19日	〃
米 子 児 童 相 談 所	平成19年5月17日	〃
喜 多 原 学 園	〃	〃

保 育 専 門 学 院	平成19年 5 月22日	〃
鳥 取 看 護 専 門 学 校	平成19年 5 月30日	〃
倉吉総合看護専門学校	平成19年 6 月26日	〃
精神保健福祉センター	平成19年 4 月20日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

准看護師試験の受験料について、県外在住の受験者分として受け取った現金を、収入証紙を購入して願書に収入証紙をはり付けすることなく最大12日間保管していた。(医務薬事課)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

カ 生活環境部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
環 境 立 県 推 進 課	平成19年 9 月 4 日	実 地 監 査
水 ・ 大 気 環 境 課	平成19年 8 月 7 日	〃
衛 生 環 境 研 究 所	平成19年 8 月 1 日	〃
循 環 型 社 会 推 進 課	平成19年 8 月 22 日	〃
食の安全・くらしの安心推進課	平成19年 9 月 4 日	〃
消費生活センター	平成19年 8 月 2 日	〃
景観まちづくり課	平成19年 8 月 29 日	〃
公 園 自 然 課	平成19年 8 月 22 日	〃
住 宅 政 策 課	平成19年 8 月 30 日	〃
食 肉 衛 生 検 査 所	平成19年 8 月 1 日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

キ 商工労働部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
経 済 政 策 課	平成19年 9 月 5 日	実 地 監 査
市 場 開 拓 監	平成19年 8 月 29 日	〃
産 業 開 発 課	平成19年 8 月 22 日	〃
企 業 立 地 課	〃	〃
産 業 技 術 セ ン タ ー	平成19年 8 月 1 日	〃
労 働 雇 用 課	平成19年 8 月 28 日	〃
境 港 水 産 事 務 所	平成19年 4 月 20 日	〃
倉吉高等技術専門学校	平成19年 5 月 22 日	〃
米子高等技術専門学校	平成19年 8 月 2 日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を

行った。

ク 農林水産部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
農 政 課	平成19年9月4日	実 地 監 査
農 業 大 学 校	平成19年6月26日	〃
農林総合技術研究院	平成19年8月22日	〃
市場開拓監(再掲)	平成19年8月29日	〃
経 営 支 援 課	平成19年8月30日	〃
生 産 振 興 課	平成19年8月29日	〃
畜 産 課	平成19年8月7日	〃
和 牛 全 共 室	〃	〃
耕 地 課	平成19年8月8日	〃
林 政 課	〃	〃
森 林 保 全 課	平成19年8月30日	〃
水 産 課	平成19年9月4日	〃
農 業 試 験 場	平成19年4月19日	〃
園 芸 試 験 場	〃	〃
畜 産 試 験 場	平成19年3月19日	〃
中 小 家 畜 試 験 場	平成19年3月20日	〃
林 業 試 験 場	平成19年4月19日	〃
鳥取二十世紀梨記念館	〃	〃
病 害 虫 防 除 所	〃	〃
鳥取家畜保健衛生所	〃	〃
倉吉家畜保健衛生所	平成19年5月22日	〃
西部家畜保健衛生所	平成19年8月2日	〃
境港水産事務所(再掲)	平成19年4月20日	〃
水 産 試 験 場	〃	〃
栽培漁業センター	平成19年5月17日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

園芸試験場倉吉ほ場用地貸付料等に係る財産貸付収入について、調定が遅延しているものがあった。
(農林総合技術研究院)

職員の敷地内駐車について、駐車場使用許可に必要な申請書等を提出させることなく、また使用許可及び使用料の免除の手続をしないままで職員に使用させていた。(園芸試験場)

体験コーナーに係る行政財産使用料について、調定額に誤りがあった。(鳥取二十世紀梨記念館)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

ケ 県土整備部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
管 理 課	平成19年9月4日	実 地 監 査

企 画 防 災 課	平成19年 8 月 8 日	〃
道 路 企 画 課	〃	〃
道 路 建 設 課	〃	〃
河 川 課	平成19年 8 月29日	〃
治 山 砂 防 課	平成19年 8 月28日	〃
市瀬地区生活安定推進室	〃	〃
空 港 港 湾 課	平成19年 8 月22日	〃
姫路鳥取線用地事務所	平成19年 3 月16日	〃
鳥取空港管理事務所	平成19年 4 月20日	〃
鳥 取 港 湾 事 務 所	平成19年 5 月30日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

国際交流センターの使用許可に係る雑入（光熱水費）について、調定が行われていないものがあった。（鳥取空港管理事務所）

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

コ 行政監察監

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
行 政 監 察 室	平成19年 8 月30日	実 地 監 査
建 設 事 業 評 価 室	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

サ 出納局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
出 納 局	平成19年 8 月29日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

シ 企業局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
企 業 局	平成19年 7 月26日	実 地 監 査
東 部 事 務 所	〃	〃
西 部 事 務 所	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

ス 病院局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
病 院 局	平成19年7月25日	実 地 監 査
中 央 病 院	〃	〃
厚 生 病 院	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

セ 教育委員会

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
教 育 総 務 課	平成19年9月5日	実 地 監 査
福 利 室	平成19年8月28日	〃
教 育 環 境 課	平成19年9月5日	〃
小 中 学 校 課	平成19年8月29日	〃
障 害 児 教 育 室	平成19年8月28日	〃
教 育 セ ン タ ー	平成19年8月1日	〃
高 等 学 校 課	平成19年8月22日	〃
家 庭 ・ 地 域 教 育 課	平成19年8月29日	〃
図 書 館	平成19年7月10日	〃
人 権 教 育 課	平成19年8月30日	〃
文 化 課	平成19年8月8日	〃
博 物 館	平成19年7月10日	〃
体 育 保 健 課	平成19年8月30日	〃
全国ｽﾎｰｯﾌﾟ・ﾚｸﾘｰｼｮﾝ祭推進室	平成19年8月8日	〃
東 部 教 育 局	平成19年3月16日	〃
中 部 教 育 局	平成19年3月19日	〃
西 部 教 育 局	平成19年8月27日	書 面 監 査
船 上 山 少 年 自 然 の 家	〃	〃
大 山 青 年 の 家	平成19年3月20日	実 地 監 査
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	平成19年3月16日	〃
ス ポ ー ツ セ ン タ ー	平成19年9月7日	書 面 監 査
鳥 取 東 高 等 学 校	平成19年5月24日	実 地 監 査
鳥 取 西 高 等 学 校	〃	〃
鳥 取 商 業 高 等 学 校	平成19年9月7日	書 面 監 査
鳥 取 工 業 高 等 学 校	〃	〃
鳥 取 湖 陵 高 等 学 校	〃	〃
鳥 取 緑 風 高 等 学 校	〃	〃
青 谷 高 等 学 校	平成19年5月17日	実 地 監 査
岩 美 高 等 学 校	平成19年5月24日	〃
八 頭 高 等 学 校	平成19年9月7日	書 面 監 査
智 頭 農 林 高 等 学 校	〃	〃
倉 吉 東 高 等 学 校	〃	〃

倉吉西高等学校	平成19年5月16日	実地監査
倉吉農業高等学校	平成19年9月7日	書面監査
倉吉総合産業高等学校	平成19年5月16日	実地監査
鳥取中央育英高等学校	〃	〃
米子東高等学校	平成19年9月7日	書面監査
米子西高等学校	平成19年5月16日	実地監査
米子高等学校	〃	〃
米子南高等学校	〃	〃
米子工業高等学校	〃	〃
米子白鳳高等学校	平成19年9月7日	書面監査
境高等学校	〃	〃
境港総合技術高等学校	〃	〃
日野高等学校	〃	〃
鳥取盲学校	平成19年5月30日	実地監査
鳥取聾学校	平成19年9月7日	書面監査
鳥取養護学校	平成19年5月22日	実地監査
白兔養護学校	平成19年9月7日	書面監査
倉吉養護学校	平成19年5月17日	実地監査
皆生養護学校	平成19年9月7日	書面監査
米子養護学校	平成19年5月17日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

分類工作整理室等に係る行政財産使用料について、調定額に誤りがあった。(埋蔵文化財センター)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

ソ 警察本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	平成19年9月4日	実地監査
鳥取警察署	平成19年8月2日	〃
郡家警察署	平成19年3月16日	〃
智頭警察署	平成19年8月8日	書面監査
浜村警察署	平成19年5月17日	実地監査
倉吉警察署	平成19年8月8日	書面監査
八橋警察署	〃	〃
米子警察署	平成19年6月15日	実地監査
境港警察署	〃	〃
黒坂警察署	平成19年8月8日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

タ 委員会等

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
監 査 委 員 事 務 局	平成19年 8 月30日	実 地 監 査
人 事 委 員 会 事 務 局	平成19年 9 月 5 日	〃
労 働 委 員 会 事 務 局	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

チ 県議会事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県 議 会 事 務 局	平成19年 9 月 4 日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

政務調査費について、旅費の二重支給、図書代金の二重計上等、収支報告書に誤りがあり、その修正報告が必要となった者は15名であり、そのうち6名分が過大に支出されていた。(県議会事務局)

注 収支報告書の修正報告が必要となった15名のうち、6名については、修正後の交付すべき政務調査費の額が、交付済みの政務調査費の額を下回ることとなったため、その差額分の政務調査費の返納が必要となったものである。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

第2 監査意見

1 総務部

(1) テレビ会議システムの活用について(管財課)

現在のテレビ会議システムは、本庁、各総合事務所、東京事務所及び大阪事務所を鳥取情報ハイウェイ及び庁内LANを利用したネットワークとして接続し、遠隔地間の会議等に利用するため、平成17年度に設置されたものである。

しかしながら、当該システムの活用については、平成18年度は9課、平成19年度8月までは7課と、利用する所属が偏っている状況である。

については、広く利用されていない原因を分析して、当該システムの一層の活用を図られたい。

(2) 随意契約の見積書徴取における消費税等の取扱について(指導管理室)

物品の調達について電子入札の制度が導入されるに当たり、平成18年2月20日以降においては、随意契約の際に作成する見積書及び予定価格調書の作成方法を競争入札に係る入札書及び予定価格調書の作成方法と同様にすることとされている。

この取扱により、随意契約に係る見積書の見積金額は、見積もった金額の105分の100を乗じた額(税抜き額)とし、予定価格調書の作成方法は、見積金額と比較するため、予定価格から消費税及び地方消費税相当分を引いた価格である見積書比較価格を決定し、記載することが必要となった。

しかしながら、この手続には次の問題点があると考えられる。

ア 予定価格調書の作成手続が複雑となる。

イ 税込み表示である契約金額を再計算する必要があり、事務が煩雑であり、誤りが生じやすい。

ウ 見積りの内訳である個別品目についても税抜き額で記載させ、見積りの総額と個別品目ごとの税抜き額の積み上げ額を一致させる必要があるなど見積書を提出する業者の負担が大きい。

については、随意契約における事務の効率性を考慮し、現場の職員の意見を聴取して、消費税込みを基本とした従前どおりの取扱とされるよう見直しを検討されたい。

また、競争入札に係る入札書や予定価格調書の作成方法についても、将来的には金額を消費税込みのものとする作成方法となるよう検討されたい。

注 電子入札制度とは、調達情報の公表、指名通知、入札書の受付、開札等入札に関する一連の処理をインターネットを通じて行う制度をいう。公共工事（工事に係る測量設計業務も含む。）については、平成17年5月から、物品調達については平成18年3月から導入されている。

2 総務部及び県土整備部共通

建設事業の実施に伴う市町村負担金の早期収納について（各総合事務所県土整備局、道路企画課、道路建設課、治山砂防課、空港港湾課及び鳥取港湾事務所）

道路の改良事業、急傾斜地崩壊対策事業等の建設事業については、市町村から負担金を徴収している場合がある。

これらの負担金に係る調定時期について確認したところ、特に前年度からの繰越事業において、年度中途に工事等が完了しているにもかかわらず、調定の手続が遅延している事例が多く見受けられた。

なお、農林水産部では、農林部長通知に基づいて県営土地改良事業に係る負担金を上期及び下期に分けて収納することとしている。（県営土地改良事業に係る地元分（負）担金の早期納入について（昭和51年農林部長通知））

建設事業の実施に伴う経費の財源については、農林水産部における県営土地改良事業に係る取扱と同様に、早期に確保することが望まれるところである。

については、厳しい県財政の改善に資するため、建設事業完了に係る負担金については速やかに収納するとともに、実施中の事業に係る負担金については事務の効率性等も踏まえつつ、進捗状況等に応じて適期に収納するよう関係市町村と協議し、市町村負担金の早期収納を図られたい。

3 企画部

(1) 男女共同参画の啓発及び施策の推進並びに男女共同参画推進リーダーの養成について（男女共同参画推進課）

男女共同参画社会の実現は、個人の尊重を根底の理念とし、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、責任を分かち社会の実現を目指している。

しかし、このことがよく理解されていないため、男女共同参画に反対したり、固定的な性別役割分担意識の是正に疑問を抱く人の中には、男女共同参画は男女の肉体的性差までを否定した概念と受けとめている人がいるのではないかと思われる。

については、男女共同参画は、個人の尊重の理念が根底にあり、男女が対等な立場で個性豊かに生き生きとして暮らせる社会づくりを目指すものであることが県民によく理解され、そのような社会づくりが実践されるような啓発を行うとともに、それが効果的に実現されるような施策を考えられたい。

また、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）で実施されている男女共同参画リーダー研修修了者の一部は、人材バンクに登録され、教育機関や各種団体から男女共同参画に関する講師依頼があるものと思われる。

男女共同参画社会にふさわしいリーダーとなる人には、保育所・幼稚園児、小・中学生、高校生、一般の者と様々な対象の人に、男女共同参画の理念について分かり易く話ができるような力量が求められる。

しかし、現在の男女共同参画リーダー研修のカリキュラムの内容は、地域づくりリーダーの養成が目的となっているため、様々な対象の人に対応できる講師養成となっていない。

については、講師が各対象ごとに自信を持って啓発ができるよう、カリキュラムの内容の改善を図り、統一的な体系を持つリーダー養成研修を行われたい。

(2) 男女共同参画推進企業認定事業の推進について(男女共同参画推進課)

男女共同参画推進企業認定事業における認定企業数は、平成19年6月29日現在で148企業であり、そのうちの93パーセントに当たる138企業は建設業関連企業となっている。

全体で148企業という数字は、鳥取県内に本社を置く企業数6,240企業(H19.7 帝国データバンク調べ)のわずか2パーセントであることからすれば、成果が十分に上がっているとは言えない。

また、認定企業の大部分が建設業関連企業であるということは、当該認定事業が県の建設工事の入札格付加点の対象とされているという実利的理由により、建設業関連企業が多くなっているという面もあると考えられ、必ずしも政策本来の趣旨が十分理解されているとは言えないものと思われる。

については、本来の趣旨が理解された上で認定事業が推進されるよう、効果的な啓発を行われたい。

注 男女共同参画推進企業認定事業とは、平成16年2月から、男女共同参画の推進に理解と意欲があり、男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を認定し、広く紹介することにより、県内企業における男女共同参画の普及推進を図ることを目的に実施している事業をいう。

4 企画部、福祉保健部及び警察本部共通

ストーカー規制法の周知について(男女共同参画推進課、子ども家庭課及び警察本部生活安全企画課)

平成12年にストーカー規制法(「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の略称。)が施行され7年になるとうとしているが、本年8月に東京都においてストーカー殺人が起きるなど、依然としてストーカー事件が多く発生している。

県内においても、警察へのストーカーに関する相談件数が増加しており、また、女性の相談機関におけるDV(ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者、パートナー等の親しい関係の人から加えられる暴力のこと。)相談においても、ストーカー行為に関する内容のものが多くあり、県民にとって身近なところで不安を感じている人も多いと思われる。

ストーカー規制法は、警察への相談・申出により相手方にストーカー行為をやめるよう警告することができ、相手方が警告に従わない場合は禁止命令を行い、これに違反すると罰則を科すことができるなどストーカー被害から身を守るために極めて有効である。

しかし、このストーカー規制法の規制内容については、必ずしも広く県民に知られているとは言えない状況である。

については、ストーカー規制法の規制内容について、さらに県民に周知を図るため、関係部局が連携しながら効果的な啓発をされたい。

5 福祉保健部

福祉関連未収金の対策について(福祉保健課、障害福祉課及び子ども家庭課)

福祉関連の未収金については、年間1億4千万円を超える額となっており、税務課債権管理担当の協力を得ながら回収に取り組んでいるが、減少する傾向にない。

最も金額が大きい母子寡婦福祉資金貸付金の償還金は、各総合事務所福祉保健局が徴収の努力を行っているにもかかわらず、平成18年度の未収金の額は9千万円を超える状況である。

これら償還金等の支払が滞っている世帯は、生活保護世帯、障害者、要介護者、母子寡婦等多様な福祉施策による支援を必要とする世帯が多く、未収金対策としての法的な措置にも限界があると考えられる。

こうした世帯については、職員が世帯の状況を把握しつつ相談相手になって問題の解決や指導に当たるなどケースワーク的な対応を行いながら、信頼関係を構築し、償還に結びつける対応が必要であると思われる。

については、償還金等の未収金の徴収について成果を上げている中部総合事務所福祉保健局等の貴重な経験を基にした関係機関相互の情報交換を行うとともに、他県の未収金対策についての情報収集等も行うことにより、福祉関連の未収金対策のノウハウを蓄積し、支払が滞っている世帯の具体的な実態に即した未収金対策を検討されたい。

また、債務者の死亡、所在不明等による支払不能者への不納欠損処分未収金整理についての具体的な対応についてもマニュアル化するよう取り組まれたい。

注 税務課債権管理担当とは、平成16年10月に、税務課内に2名（参事外1名）の人員により設置され、債権回収の困難な税外未収金について、県機関への指導又は支援を行うとともに、回収業務を行っている者をいう。

6 生活環境部及び農林水産部共通

林業の振興と県産材を使った住宅の普及について（住宅政策課、林政課及び森林保全課）

県産材の需要拡大への取組は、木造住宅の普及等による県産材の利用促進のほか、低コスト林業の推進等による木材の安定供給、加工流通体制の整備等、関係部局が連携し実施されている。

木造住宅の建設を推進するために実施している「新・木の住まい助成事業」（県産材と伝統技術を活用した木造住宅の建設資金の一部助成）では、林業団体・民間団体等により構成された「鳥取県産材活用協議会（事務局：鳥取県森林組合連合会）」が県産材証明制度の取組を実施し、また住宅政策課の事業担当係に農林技師を配置するなど関係部局が連携して取り組んでおり、前年度と比較すると利用件数・県産材使用実績量とも伸びている状況である。

しかし、鳥取県内の木造住宅着工戸数及び製材用木材生産量は年々減少している状況であり、県産材の需要拡大が森林の保全に貢献することなどについて、消費者や工務店に対し更にPRし消費の拡大を推進する必要がある。

森林の保全活動については、林業の振興を通じた健全な森づくりの取組と併せ、「とっとり共生の森」や森林環境保全税を財源とした「とっとり環境の森緊急整備事業」などにより、企業や県民による支援活動も行われているところである。

については、県産材の安定供給体制の整備を促進するとともに、林業の振興や森林の保全、県産材を使った住宅の普及などの施策が一層推進されるよう、関係部局が連携して取り組まれない。

注1 とっとり共生の森とは、平成18年度から、企業の社会的責任の一環として行なう森林保全活動に対し県が支援を行うもので、企業・県・市町村の3者が締結する「森林保全・管理協定」に基づき、企業が森林保全活動に取り組んでいるものをいう。平成19年9月末現在で6社と締結している。

2 とっとり環境の森緊急整備事業とは、放置され荒廃が進んでいるスギ、ヒノキの人工林を対象に、森林の公益的機能の回復を図るため、森林環境保全税を財源として、県が人工林内に広葉樹等を生育させるための間伐事業等をいい、平成17年度から実施されている。

7 商工労働部

(1) チャレンジ応援資金の審査体制の充実について（経済政策課）

この事業は、独自技術、アイデア等を有し意欲と能力のある中小企業者に、運転・設備資金を無担保・無保証人で融資する事業である。このため、貸付けの意思決定を行う審査会の前に、企業の独自技術、アイデア等を客観的かつ適正に評価するための目利き委員会による一次審査を行っている。目利き委員会による審査結果は、参考情報・意見として審査会に提供されている。

現在の目利き委員会の委員5名は、企業の独自技術、アイデア等の技術的な評価だけでなく、企業経営の視点からの評価もできるメンバーとなっている。

しかし、企業経営や創業に伴うリスクを考えると一層審査を充実することが重要であり、目利き委員会の委員には企業の創業に携わった経験のある者等が必要ではないかと思われる。

については、目利き委員会の委員に実際に企業の創業に携わった経験のある者を加えるなど、審査体制を充実するよう取り組まれない。

(2) 鳥取県メーデー大会開催に対する報償金の支出について（労働雇用課）

鳥取県中央メーデー実行委員会の開催するメーデーに対して、労働者福祉の観点から、その意義を認めて知事名の祝い金を報償費から支出している。

本来、報償費とは役務の提供、施設の利用等によって受けた利益に対して報償の意味で贈る金銭又は物品の購入費をいうものであり、祝い金を報償費の費目から支出するのは不適切である。

さらに、祝い金として実行委員会に支出している金額は、社会通念上多額ではないかと思われる。

については、祝い金の支出科目の正当性、支出金額の妥当性について検討されたい。

8 農林水産部

栽培漁業センターの試験船の廃止等について（水産課及び栽培漁業センター）

栽培漁業センターは、日本海に面し漁業の盛んな本県の重要な試験研究機関としてこれまで多大な役割を果たしてきている。そのセンターの海上での研究活動を支えてきたのが調査機器類や潜水用の装置を備えた小型試験船の第二鳥取丸である。

しかし、第二鳥取丸が老朽化し修理に相当な経費が必要なことや乗組員の人員整理による合理化を優先し、この度、第二鳥取丸を廃止し、必要な都度近隣の漁船を賃借する方式に変更することとしている。

しかしながら、この漁船の賃借方式は、次の点で非常に大きな問題がある。

ア 使用する調査機材、調査範囲及び調査回数が制限されるため調査方法の変更等が必要となり、これまで蓄積してきたデータと今後のデータとの比較ができなくなること。

イ 漁船は潜水作業用に作られていないため、海中への昇降等で危険があること。

このようなことから、栽培漁業の調査研究には、漁船ではなく必要な設備が整った専用の調査船を確保する必要がある。

については、廃止される第二鳥取丸に代わる専用の調査船の確保について検討されたい。

また、本県の水産試験場及び栽培漁業センターを合わせた研究員数は14名で、中国5県の中でもかなり少ない状況である。

さらに、試験研究では、従来の海域での調査研究に加えて、アユの資源回復、シジミの対策又は休耕田を活用したホンモロコ、カジカ、ドジョウの養殖等の内水面漁業への対応も求められている。

については、現在の水産関係の試験研究機関の体制が充実されるよう取り組まされたい。

9 県土整備部

(1) 公共土木施設に係る台帳の整備について（企画防災課）

厳しい財政事情のもと、道路等の公共施設の維持管理については、中長期的な視点に立って最少の経費で効果的な維持管理を行う必要がある。

このためには、それぞれの施設が、いつ、どのような経緯で、どのように造られたかといった、いわば施設の履歴書ともいえる施設台帳を整備しておくことが必要である。

県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）では、現在、法令等に基づく施設台帳として道路台帳、橋りょう調書、河川現況台帳、砂防設備台帳、港湾台帳等を整備している。

これらの台帳等については、

ア 次々と建設される施設を直ちに記載し、絶えず最新の内容のものとして整備しておくこと。

イ 構造図等の設計図面も瞬時に取り出すことができ、それが劣化することのないようにしておくこと。

ウ 施設に関する周辺情報も随時記載できること。

などが必要であると思われる。

これらの要求を満たすものとしては、各種情報の追加修正が簡単に行うことができ、図面が劣化することのない電子システムによることが最適と思われる。

この電子システムによる台帳等の整備は、一部では取り組まれているものの、現状では必ずしも十分ではないと思われる。

については、各施設台帳には根拠法令に定められた事項の外に、例えば、現場写真、工事施工に係る主要事項や維持管理上の必要事項を取り込むなどして、一層使いやすい施設台帳となるよう電子システムの構築等について検討されたい。

(2) 鳥取港における釣り人対策の強化について（空港港湾課及び鳥取港湾事務所）

鳥取港における平成10年度以降の釣り人の死亡者は、4人（鳥取海上保安署調べ）に上っており、これらは第2防波堤及び第5防波堤に集中している。また、死亡に至らなかったもののこれらの防波堤からの転落者は後を絶たない状況にある。

鳥取港を管理している鳥取港湾事務所（以下「事務所」という。）では、第2防波堤及び第5防波堤を立入禁止箇所とし、進入禁止の看板を立てるとともに出入口に高さ約2メートルのコンクリートブロックを置いている。

しかし、コンクリートブロックには梯子を架けられ、さらに、第2防波堤と第5防波堤の間（1.4メートル）には木製の橋を架けられ、簡単に立入禁止箇所に進入されている状況にある。

このような状態は、鳥取港が本格的に整備された昭和60年代から始まっており、事務所と釣り人とのいわばイタチごっこが延々と続いている。

ついては、これ以上の犠牲者を出さないよう、立入禁止看板を夜間でも認識できるものにする、事故多発箇所には死亡事故が発生したことを知らせるような効果的な看板を設置すること等により、立入禁止措置の強化を図りたい。

また、施設管理上必要な救命具等の整備も少ないと思われるので、再度点検して必要箇所に整備されたい。

10 教育委員会

(1) 「心とからだいきいきキャンペーン」の県民への浸透について（教育総務課）

教育委員会では、平成17年度から、「しっかり朝食を食べよう」、「じっくり本を読もう」、「外で元気に遊ぼう」、「たっぷり寝よう」、「長時間テレビを見るのはやめよう」及び「服装を整えよう」の『6つの柱』を掲げた「心とからだいきいきキャンペーン」を実施している。

このキャンペーンは、子どもだけでなく大人にとっても大切な心得を説いており、各家庭においても家族が一緒になって取り組むべき重要なものとする。

この取組は、市町村教育委員会、学校、教育関係団体には概ね理解され、独自の取組も行われている。

しかし、県民に対しては、県政だよりでの特集やマスメディアによる広報、強化月間（6月）の設定などにより浸透を図っているが、必ずしも十分浸透しているとは思えない状況である。

ついては、このキャンペーンを県民運動とするなど、県民にも浸透が図られるよう一層工夫されたい。

(2) 県立学校授業料等徴収システム等の改善について（高等学校課）

現行の県立学校授業料等徴収システムにおいては、財団法人鳥取県情報センターが授業料納付状況进行处理した上、印刷した「収納状況一覧表」を学校に送付し、学校がこれを確認することにより納付状況が分かることとなっている。

このため、学校では授業料の納付確認が3日から半月遅れとなり、事務処理が遅れてしまう結果を招いている。

ついては、授業料の納入状況が速やかに確認できるなど授業料徴収事務が迅速化されるよう、現行システムの改善を図りたい。

また、授業料の減免については、県立高等学校授業料等減免実施要項により、減免期間が4月から学年度末までとなる一般減免の出願の時期は2月から4月までのうち学校長が定める日までとされているにもかかわらず、5月中に出願された者に対し、4月から減免しているものがあつた。

ついては、県立高等学校授業料等減免実施要項を実態に合ったものにするよう改められたい。

注 県立学校授業料等徴収システムとは、平成2年4月から、県立高等学校授業料の収納データを生徒一人一人ごとに管理するため、財団法人鳥取県情報センターに導入されている鳥取県財務会計システムに連動させた個別の管理システムのことをいう。

11 警察本部

警察職員の交通事故の根絶について（監察官室）

平成18年度における警察職員の公務中の交通事故のうち、警察職員の過失が原因で、相手方に損害賠償をしたのは11件（賠償額 1,240,116円）であつた。平成15年度以降は、毎年度10件を超える損害賠償件数が発生している状況となっている。

一方、警察職員を除く県職員の平成18年度における損害賠償件数は10件であつた。

これらの数字を見ると、広く交通事故防止のための活動に従事する警察職員の数字としては、決して少なくないものと思われる。

については、警察職員の交通事故の根絶に向けて指導を一層徹底されたい。

12 労働委員会

個別労働関係紛争のあっせんについて（労働委員会事務局）

労働委員会は、労使紛争を解決するために労働組合法及び地方自治法に基づいて設けられた行政機関である。

労働委員会では、知事の委任により「個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」に基づくあっせんを行うが、このあっせんは公益・労働者・使用者の立場を代表する委員が当事者の話し合いを促進することにより、それぞれの意向を反映した解決を図るものである。

また、他県では県庁所在地での対応しかなされないものがほとんどであるが、本県では県内各地の現場へも出向くなど充実したあっせんを行っている。

しかし、鳥取労働局のあっせんに比べて労働委員会のあっせんについては、県民の認識度は低いと思われる。

厳しい経済情勢の中で、全国的に個々の労働者と事業主の間で労働条件等のトラブルは増加していると思われる。

については、本県の労働委員会のあっせんは、公益・労働者・使用者各委員が一体となって、労使双方が納得するよう、公正な判断により行われる点をさらにPRし、紛争解決の促進に努められたい。

13 県議会議務局

県民の警察を励ます会への支援のあり方について（県議会議務局）

鳥取県議会には「県民の警察を励ます会」の事務局が設置されている。この「県民の警察を励ます会」は、へき地の駐在所や繁忙地の交番の慰問などを行って警察職員を励ますために設置されたものである。

鳥取県議会はこの会の会員であり、毎年会費として10万円を公費で支出している。

しかし、県職員である警察職員を励ます経費を県費で支出することや「県民の警察を励ます会」の事務局を県議会議務局が担うことについては、県民感情として違和感を持たれかねないところである。

については、「県民の警察を励ます会」への会費の公費支出と当該団体の事務局を県議会議務局が担うことについて見直しを検討されたい。